

■主な債権の担当課

種類	債権名	担当課	徴収根拠		
市税	市税 (市県民税、固定資産税、軽自動車税など)	納税課	地方税法第5条		
	国民健康保険税	納税課	地方税法第5条、第703条の4 国民健康保険法第5条 国民健康保険税条例第2条		
公債権	強制徴収公債権	後期高齢者医療保険料	納税課	高齢者の医療の確保に関する法律第50条 福島市後期高齢者医療に関する条例第3条	
		介護保険料	納税課	介護保険法第129条 福島市介護保険条例第7条	
		保育料	幼稚園・保育課	児童福祉法第56条第3項 子ども・子育て支援法附則第6条第4項 福島市保育所条例第6条第3項	
		下水道使用料	下水道総務課	地方自治法第225条 下水道法第20条 福島市下水道条例第16条	
		下水道事業受益者負担金	下水道総務課	都市計画法第75条第1項 福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条	
		不正利得の児童手当の徴収金	子ども政策課	児童手当法第14条	
		生活保護法第63条に基づく返還金 ※1 生活保護法第78条に基づく返還金 ※2	生活福祉課	生活保護法第63条、第77条の2、第78条	
		行政代執行法による代執行の費用、過料ほか	各課	行政代執行法第5条ほか	
	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権	公の施設使用料(市場・市民会館・学習センター・体育館など)	各課	地方自治法第225条 各条例
			生活保護法第63条に基づく返還金 生活保護法第78条に基づく返還金	生活福祉課	生活保護法第63条、第78条
児童手当等の各種返還金(過払金) 老人福祉法等による各種措置費			各課	各法令、各条例等	
行政財産目的外使用料、各種使用料・手数料			各課	各法令、各条例等	
幼稚園授業料			幼稚園・保育課	学校教育法第6条 福島市立幼稚園の授業料に関する条例第2条	
私債権	私債権	水道料金	水道局	水道法 福島市水道条例第26条	
		学校給食費徴収金	教育施設管理課	学校給食法第11条第2項 福島市学校給食センター条例施行規則第6条	
		市営住宅使用料、特別市営住宅使用料、 市営住宅等駐車場使用料、子育て住宅使用料	住宅政策課	公営住宅法 福島市営住宅等条例第18条ほか	
		各種貸付金	各課	各法令、各条例等	

※1 平成30年10月1日以降に生活保護法第77条の2に基づき費用徴収を決定したもの

※2 平成26年7月1日以降に発生したもの